

国連女子差別撤廃委員会の日本第9回報告審査の最終見解

2024年10月17日、女子差別撤廃委員会(CEDAW)による日本審査が行われました。この審査は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)に基づいて行われます。建設的対話(対面審査)を含む審査後、2024年10月29日日本の第9回報告書の最終見解が公表されましたⁱ。

1. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

女子差別撤廃条約は、ジェンダー平等と女性と少女に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする国際条約で、条約の締約国に対し政治的、社会的、経済的、文化的などあらゆる分野において女性・少女の完全な能力開発と向上を確保するための立法など適切な措置をとることを求めていますⁱⁱ。この条約は1979年に国連総会で採択され、20カ国目が批准した1981年に発効しました。日本は1985年に批准しており、2023年2月21日現在で締約国は189カ国ですⁱⁱⁱ。

2. 女子差別撤廃委員会の審査

女子差別撤廃委員会は、女子差別撤廃条約の実施を審査するための委員会で、女性の権利の専門家である委員23名から構成されています^{iv}。委員は締約国国民の中から選出され、任期は4年です。

女子差別撤廃委員会は、締約国が条約を守っているかを確認するため、定期的に審査を行います。審査方法は、まず、締約国が条約のために行った

立法、司法、行政措置等に関して国連に報告します。その際、政府の報告書だけではなく、市民社会団体や個人も報告書「市民社会レポート」を提出できます。政府の報告書は政府の取り組みを強調する一方、市民社会レポートは市民の目で見えたジェンダー不平等や女性差別の実態を報告します。市民社会レポートは審査をする際の有益な参考資料となります。女子差別撤廃委員会は、審議を行い、締約国に勧告を含む最終見解を公表します^v。

3. 第9回日本政府報告審査の最終見解

2021年9月日本政府が第9回日本政府報告審査のために報告書を提出し^{vi}、2024年10月17日ジュネーブにて建設的対話(対面審査)が行われました。対面審査には日本政府代表団が約30名出席し、約5時間にわたり委員と対話を行いました。今回市民社会レポートが65本(公開44本、非公開21本)提出されましたが、加えて対面審査の際にはレポートを執筆した市民社会団体から約100名がジュネーブに行き、ロビイング活動やアドボカシー活動を行いました^{vii}。

10月29日女子差別撤廃委員会は勧告を含む最終見解を公表しました。勧告の中には2年以内に取り組みの報告が必要なフォローアップ項目(重要項目)が以下のとおり4点あります^{viii}。

・夫婦の姓の選択：女性が結婚後も旧姓を保持できるように、夫婦同姓を義務付けている民法第750条を改正する。

・女性の政治参加：女性が国会議員に立候補する場合、供託金（300万円）を一時的に引き下げる。

・避妊薬へのアクセス：16歳及び17歳の少女が親の同意なしに緊急避妊薬を入手できるなど、すべての女性と少女が緊急避妊薬を含む現代的避妊方法へのアクセスできるようにする。

・中絶に関する法律：人工妊娠中絶に配偶者の同意を求める母体保護法を改正する

女子差別撤廃委員会は、条約を完全に実施する立法権の重要な役割を強調し、国会に対し、今回の最終見解の実施と次回の定期報告書の提出に関して必要な措置を講じるよう求めています。SDGsに関しては、目標5の重要性と、17の目標すべてにおいて平等と無差別の原則を主流化することの重要性を想起しています。女子差別撤廃委員会は、

ⁱ <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2024/10/un-womens-rights-committee-publishes-findings-benin-canada-chile-cuba-japan>

ⁱⁱ <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-elimination-all-forms-discrimination-against-women>

ⁱⁱⁱ <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-elimination-all-forms-discrimination-against-women>

<https://indicators.ohchr.org/>

^{iv} <https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/cedaw/introduction-committee>

^v <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-elimination-all-forms-discrimination-against-women>

条約の認知度や選択議定書の批准など、20を超える主な懸念事項を認識しています。

最終見解の内容は、以下 URL からご覧いただけます。

「第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解（仮訳）」（男女共同参画局）

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/report_241030_j.pdf

“Concluding observations on the ninth periodic report of Japan”

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2FC%2FJPN%2FCO%2F9&Lang=en

<https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/cedaw/rules-procedure-and-working-methods>

<https://www.civilsocietyacademy.org/post/shadow-report-an-important-tool-for-advocacy>

<https://www.asahi.com/sdgs/article/15565638>

^{vi} <https://digitallibrary.un.org/record/3958903?v=pdf>

^{vii} <https://www.asahi.com/sdgs/article/15565638>

^{viii} <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2024/10/un-womens-rights-committee-publishes-findings-benin-canada-chile-cuba-japan>

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/report_241030_e.pdf

SNSではAsian Breezeの発行をはじめ、最新情報を発信しています。ぜひフォローをお願いします。

画像クリックでページに飛べます   